

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 文化企画課 | | 093-582-2391 | | | |
|--|-----------------------------------|-----------------|------------|---|-------------------|------------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 令和6年度 旦過地区土地 区画整理事業に伴う埋蔵文 化財発掘調査業務 | 公益財団法人北九州市芸術 文化振興財団 | 24,600,000 | 令和6年11月1日 | 文化庁の通知及び「北九州市埋蔵文化財発掘調査基準」は実施主体について「原則として自治体またはその設立に係る発掘調査機関が実施する」と規定されているが、本市での発掘調査が困難な場合の委託先として、調査体制が整い正確な発掘調査が可能な市内業者および準市内業者で、本市登録業者は公益財団法人北九州市芸術文化振興財団のみであるため。 | 自治法 施行令 第2号 | 30,100,000 | |
| 北九州市立埋蔵文化財セン ター展示設計意図伝達業務 | 株式会社丹青社 代表取締役 小林 統 | 2,640,000 | 令和7年2月13日 | 本件業務は令和5年度から7年度にかけて実施する九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事および付帯機械・電気設備工事に対して令和6年度に完成した北九州市立埋蔵文化財センター展示実施設計の意図伝達、調整を行うものであり、業務履行が可能な業者は、北九州市立埋蔵文化財センター展示実施設計業務を履行した株式会社丹青社1社のみであるため。 | 自治法 施行令 第2号 | 2,640,000 | |
| 東田第一高炉跡工作物等老 朽化調査業務委託 | 日鉄テクノロジー株式会社 営業本部 九州エリア営業 部 | 27,940,000 | 令和6年11月28日 | 当該業務は、東田第一高炉跡の施設一体の安全性を確保するための計画策定に向けた調査業務であり、老朽箇所を特定し、各々の改修の要否等を判断することを目的としている。 高炉を含む一体の施設は、当時の八幡製鉄所（現日本製鉄グループ）独自の生産システムを構成する特殊な工作物群であり、今後改修計画等を策定する際は、施設の構造や維持管理基準を熟知した高度な知見を持つ事業者による対応が不可欠である。 そのため、当該施設の所有者であった日本製鉄グループが、その保有するデータや技術及び経験に基づいて履行しなければ、当該業務において市が要求する水準を満たすことができない。 上記理由から、日本製鉄グループの子会社であり、日本製鉄の技術的機能を担う日鉄テクノロジー(株)への特命随意契約とする。 | 自治法 施行令 第6号 | 27,940,000 | |

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 文化企画課 | | 093-582-2391 | | | |
|------------------------|----------------|-----------------|------------|--|-------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 東田第一高炉跡熱風炉・煙突基礎等調査業務委託 | 株式会社大建エンジニアリング | 4,488,000 | 令和6年11月28日 | 当該業務は、東田第一高炉跡の老朽箇所を改修し安全性を確保するための計画策定に向けた調査業務であり、老朽箇所を特定し、各々の改修の要否等を判断することを目的としており、調査対象は、熱風炉と煙突の基礎である。 調査を行うにあたり、保存整備工事の資料や検証経過・調査結果等を踏まえておく必要がある。 ㈱大建エンジニアリングについては、保存整備当時から携わっており、施設一体の特殊な構造を理解し、資料を保有していることなどから、特命随意契約とする。 | 自治法 施行令 第6号 | 4,488,000 | |
| 旧高崎家住宅（伊馬春部生家）管理運営業務 | 宿場木屋瀬街づくりの会 | 月額166,457円 | 令和7年3月17日 | 当該団体は、木屋瀬宿の伝統を継承し、歴史を活かした文化の薫りがする明るい、住みよい街づくりを目的に設立された団体である。 また、同会は、地域の文化財の資料収集及び保存等を行っており、木屋瀬の歴史及び当施設の展示に精通している。 以上の事情と来館者への対応や施設の活用面を考慮した際、同会以上に適切な団体は他に存在しないため、特命で委託するもの。 | 自治法 施行令 第2号 | 非公表 （特命随意契約 で、継続性がある） | 月額契約 予定総額 1,997,484円 |
| 立場茶屋銀杏屋管理運営業務 | 立場茶屋銀杏屋管理運営委員会 | 月額171,050円 | 令和7年3月17日 | 当該団体は、立場茶屋銀杏屋の運営協力を目的に設置された唯一の団体である。 団体構成員は地域の歴史を研究する研究者や古くから銀杏屋を知る地域住民などで来館者への施設案内に適している。 以上の事情と来館者への対応や施設の活用面を考慮した際、同会以上に適切な団体は他に存在しないため、特命で委託するもの。 | 自治法 施行令 第2号 | 非公表 （特命随意契約 で、継続性がある） | 月額契約 予定総額 2,052,600円 |

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 文化企画課 | | 093-582-2391 | | | |
|--------------------|---------------------|-----------------|-----------|--|-------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 火野葦平資料館及び河伯洞管理運営業務 | 火野葦平資料の会 | 月額261,250円 | 令和7年3月10日 | 「火野葦平資料の会」は、芥川賞作家である火野葦平の文学に関する資料の保管、収集展示、火野葦平資料館・河伯洞の運営を主な目的に設立されており、火野葦平文学に関する資料整理や研究に組織をもって対応できる唯一の団体である。 以上の事情と来館者への対応や施設の活用面を考慮した際、同会以上に適切な団体は他に存在しないため、特命で委託するもの。 | 自治法 施行令 第2号 | 非公表 (特命随意契約 で、継続性がある) | 月額契約 予定総額 3,135,000円 |
| 森鷗外旧居管理運営業務 | 北九州森鷗外記念会 | 月額142,010円 | 令和7年3月12日 | 当該団体は、森鷗外旧居の運営協力を目的に設立された唯一の団体である。 当該団体は、森鷗外の研究を進めている学識経験者や愛好家等で構成されており、来館者への案内に適している。また、森鷗外文学に関する研究に組織をもって対応できる市内唯一の団体である。 以上の事情と来館者への対応や施設の活用面を考慮した際、同会以上に適切な団体は他に存在しないため、特命で委託するもの。 | 自治法 施行令 第2号 | 非公表 (特命随意契約 で、継続性がある) | 月額契約 予定総額 1,704,120円 |
| 旧九州厚生年金会館電気設備保守点検 | 一般財団法人九州電気保安協会北九州支部 | 1,848,000 | 令和7年3月31日 | 当該施設の施設管理について複数の地元業者に参考見積を打診したが、大規模施設であり受電能力が高いことから、新規での取扱いはリスクが大きく人手の確保も困難であることを理由に見積辞退となった。見積回答があったのは一般財団法人九州電気保安協会の1社のみであった。 一方で、24時間の防犯体制構築のためには機械警備の再開が必須であるが、電気契約の申込みにあたっては当該業務を行う国家資格者の選任が必須であることから、早期に電気契約を行うために、当該業務の委託契約を急ぎ締結し、国家資格者を確保する必要がある。 履行期限の関係から当該業務を受託できる事業者が一般財団法人九州電気保安協会以外にないため特命随意契約を行うもの。 | 自治法 施行令 第2号 | 1,848,000 | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 観光課 | | 093-551-8150 | | | | |
|----------------------------|---------------|---------------|-----------|---|-----------|------------|----|--|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 | |
| 皿倉山頂施設照明等機能改善業務委託 | 皿倉登山鉄道株式会社 | 1,500,000 | 令和7年3月11日 | 当業務は、鉄道事業法に基づく鉄道事業許可を受け運行している帆柱ケーブル線の鉄道施設（皿倉山ケーブルカー山上駅）の事務所及び山頂展望台レストラン内が業務履行場所となる。 皿倉山ケーブルカーの運行及び山頂展望台の管理・運営は、皿倉登山鉄道株式会社が行っているため、他の施設と一体的に維持管理しなければ、業務上支障が生じてしまう。 以上の理由から随意契約ガイドライン第2号-（6）のとおり、「施設の維持管理を委託する場合で、他の施設と一体的に維持管理しなければ、業務上支障が生ずる」ため、皿倉登山鉄道株式会社を特命随意契約の相手方として選定することとする。 | 自治法施行令第2号 | 1,500,000 | | |
| 令和6年度皿倉山ケーブルカーオーバーホール等業務委託 | 皿倉登山鉄道株式会社 | 19,118,000 | 令和7年1月9日 | 当業務はケーブルカーやスロープカー等を扱う専門性及び特殊性を有する業務であり、参加者の有無を確認する公募を令和6年3月に実施した結果、当該業務を履行可能なものが1者しかいないことが確認されたため、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」第10条第1項第1号の規定に基づき、特命随意契約を実施するもの。 （同条第2項の規定に基づき、同一の業務を実施する場合、令和6～8年度の3年間は、公募を実施せずに同一の委託先に委託できる） | 自治法施行令第2号 | 19,118,000 | | |
| | | | | | | | | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 インバウンド課 | | 093-482-1951 | | | | |
|---------------------------|----------------|-------------------|------------|--|-------------------|-----------|----|--|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 | |
| 放送コンテンツを活用した台湾市場プロモーション業務 | 株式会社TVQ九州放送 | 1,750,000 | 令和6年10月23日 | 民放テレビ局である株式会社TVQ九州放送は、台湾の現地テレビ局民視において放送する、台湾人観光客の誘致促進を目的とした北九州市単独オールロケ形式のテレビ番組の番組制作、放送をすることであった。その番組と連動した形で現地でのイベント開催について企画提案を受けた。 同社の企画は今年度の総務省「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業」に採択されており、現地で放送した番組を活用することでより効果的なプロモーションにつながるものである。そのため、本年3月に策定した北九州市インバウンド誘致アクションプランにおいて重点市場として定めている台湾市場における誘客促進に寄与すると判断し、番組連動のイベント実施にかかる業務委託を行うため、同社と特命随意契約を締結するもの。 | 自治法 施行令 第2号 | 1,900,000 | | |
| 観光統計データ公開サイト構築業務 | ESRIジャパン株式会社 | 2,530,000 | 令和6年12月13日 | 本事業は情報セキュリティ等の面から、デジタル市役所推進室が調達しているArcGIS onlineのライセンスを活用し、WEBサイトを作成することとしている。 ArcGIS onlineに関する専門的且つ特殊な知識を要するのは、国内唯一の販売代理店であるESRIジャパン株式会社1社のみである。（別紙販売代理店認定参照）。 以上のことから、本業務はESRIジャパン株式会社しか実施することができない。 | 自治法 施行令 第2号 | 2,530,000 | | |
| 観光人流データ調査支援及びダッシュボード作成業務 | 公益財団法人九州経済調査協会 | 4,334,000 | 令和6年12月11日 | 本業務を実施するには、①観光DXに関する知見およびそれに関する豊富な業務経験を有していること、②過去のデータとの整合性と継続性のあるデータの確保を図ることが必要である。 当協会は ①観光客分析に特化した人流モニタリングツール（おでかけウォッチャー）のシステム構築・運営をしており、九州の複数自治体で同ツールを使ったサービスの提供している。また、 ②令和5年度には、北九州市の「観光業のDXに向けた調査業務」を受託し、北九州市の観光客人流調査に関するデータと分析実績を有している。 以上のことから、本業務を実施できるのは当協会のみであるため。 | 自治法 施行令 第6号 | 4,334,000 | | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 門司港レトロ課 | | 093-322-1188 | | | |
|----------------------------|---------------|-------------------|-----------|--|-----------|-----------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 門司港レトロナイトエコノミー促進業務 | 株式会社朝日広告社 | 9,999,990 | 令和7年2月21日 | <p>本事業は、夜間帯に営業している飲食店の情報を集約したホームページを新たに開設し、観光客などのナイトエコノミーを促進するとともに、エリアの夜のにぎわい創出を図るもの。</p> <p>本業務の実施においては、門司港レトロ地区の飲食店の情報を掲載するホームページの作成、オープニングキャンペーンの実施、広報（印刷物、ノベルティの作成）など、内容が多岐に渡るため、総合的に高いレベルのスキルが必要であることから、企画提案公募を採用することとした。</p> | 自治法施行令第2号 | 9,999,990 | |
| 修学旅行等のインセンティブ創設による平日観光推進業務 | 株式会社朝日広告社 | 2,280,000 | 令和6年11月1日 | <p>本事業は、同地区の指定管理施設の活用を前提としている。かんもんPayは、関門エリア共通のクーポンであり、来訪者の関門エリアでの消費を促すために有効な商品である。当該事業者は、本事業の対象3施設のうち2施設の指定管理者の構成事業者で、市内業者のうち唯一のかんもんPayの取り扱い事業者である。本事業は、指定管理者からチケット利用数に応じた請求を受け、支払いを行う必要があることや、かんもんPay購入者がチケット配布の対象であることから、当該事業者に一体的に履行させることで、事業の進行管理等の円滑かつ効率的な実施や経費の削減が確保できるため。</p> | 自治法施行令第6号 | 2,280,000 | |
| フライ&クルーズ運航実証業務 | 関門汽船株式会社 | 3,844,200 | 令和6年2月21日 | <p>本事業は、唐戸・門司港・北九州空港岸壁の3点を結ぶ航路で、不特定多数の旅客者を乗せて船の定時運航を行うものである。当該航路に含まれる関門海峡は航路が狭く屈曲していること、潮流が速く複雑なこと、船舶が多いことなどの点から、海上交通の難所とされており、安全な航行には特殊な航行技術と専門的な知識が必要となる。</p> <p>当該事業者は、関門海峡にて唐戸と門司港を結ぶ定期航路で船の運航を行っている唯一の事業者である。</p> <p>同事業者は本事業の実施に必要な航行技術と専門的な知識を兼ね備えていることに加え、就航に必要な船と発着設備を所有していることから、安全かつ円滑に本事業を実施することが可能であり、同様の条件で本事業を行える事業者は同事業者の他にいないため。</p> | 自治法施行令第2号 | 3,844,200 | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 スポーツ振興課 | | 093-582-2395 | | | |
|---------------------------|---------------------|-------------------|------------|--|-----------|-------------------------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 令和6年度「わくわく体験」スポーツ教室実施業務 | (公財)北九州市スポーツ協会 | 8,998,286 | 令和6年11月14日 | <p>1 スケート教室を開催するには、指導者の確保や常時安全に使用できるよう手入れが十分なされている用具が必要であること。</p> <p>2 当該団体は、自主事業として「アイススケート教室」を長く安定的に実施してきた実績があること。</p> <p>上記のことから、本業務を円滑に遂行できる団体は、(公財)北九州市スポーツ協会以外ないことから特命随意契約とした。</p> | 自治法施行令第2号 | 非公表 (特命随意契約で、継続性がある) | |
| 警戒カメラ設置およびモニタリング管理業務 | RKB毎日放送(株)北九州支社ほか3社 | 4,455,000 | 令和7年1月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・北九州マラソン2025大会の運営事業の根幹部分は、「RKB毎日放送(株)北九州支社ほか3社」がプロポーザルにて本契約を締結している。 ・今回、その本契約に関する業務を実施するにあたり、安全管理上、追加で警戒カメラを設置し、モニタリングをする必要が生じた。 ・契約の相手方となるRKBは、当該警戒カメラシステムの業務元であり、追加するシステムと連携させ、確実に履行することができる | 自治法施行令第2号 | 4,455,000 | |
| 大型ビジョン活用によるプロスポーツPR事業業務委託 | 株式会社ギラヴァンツ北九州 | 1,988,800 | 令和6年11月13日 | <p>今回実施するパブリックビューイングについては、Jリーグと放映契約を締結しているDAZN(ダ・ゾーン)の全国中継を放映するものであり、Jリーグクラブが実施する場合(J3クラブ:20万円)、もしくはJリーグスポンサーが実施する場合(100万円~300万円)に限定され、その他の事業者は実施できないことになっており、両者の間でも金額に大きな差がある。</p> <p>よって、本市をホームタウンとするJリーグチームである株式会社ギラヴァンツ北九州は、「著しく有利な価格で契約を締結できる」相手方であることから、特命随契とするもの。</p> | 自治法施行令第2号 | 非公表 (特命随意契約で、継続性がある) | |

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 スポーツ振興課 | | 093-582-2395 | | | |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|------------|---|-----------|-------------------------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| シニア推し活事業業務委託 | 株式会社ギラヴァンツ北九州 | 1,488,300 | 令和6年11月20日 | 株式会社ギラヴァンツ北九州は、「ギラヴァンツ北九州」を運営しており、市内を拠点としているチームの中で唯一の高齢者施設での施設ビューイング等の活動実績を持っており、フィジカル・メディカルにおける専門的知識を持つ指導者も有している。 そのため、この業務を円滑に遂行できる団体として、株式会社ギラヴァンツ北九州以外に無いことから特命随意契約とするもの。 | 自治法施行令第2号 | 非公表 (特命随意契約で、継続性がある) | |
| SDGsサッカークリニック開催業務委託 | 株式会社ギラヴァンツ北九州 | 1,999,800 | 令和6年12月9日 | 株式会社式ギラヴァンツ北九州は、子ども達が憧れるプロサッカー選手をはじめ、(公財)日本サッカー協会公認の各種ライセンスを保有する指導者等を抱え、フィジカル・メディカルの専門的知識を持つ指導者も有している。 そのため、本委託事業を円滑に遂行できる者は、株式会社ギラヴァンツ北九州以外にいないことから、特命随意契約とするもの。 | 自治法施行令第2号 | 非公表 (特命随意契約で、継続性がある) | |
| 日本製鉄堺ブレイザーズ市民(親子)観戦招待事業業務委託 | 株式会社ブレイザーズスポーツクラブ | 2,180,000 | 令和6年12月18日 | 本市をホームタウンとするSV.LEAGUE男子バレーボールチーム「日本製鉄堺ブレイザーズ」のホームゲームの入場券は株式会社ブレイザーズスポーツクラブが発行しており、本事業を実施するにあたり、定価よりも安価にチケットを購入することができる。 については、株式会社ブレイザーズスポーツクラブと当業務を契約締結することが有利であるため、特命による随意契約とするもの。 | 自治法施行令第2号 | 非公表 (特命随意契約で、継続性がある) | |
| ギラヴァンツ北九州vs小学生100人サッカー対決開催業務委託 | 株式会社ギラヴァンツ北九州 | 3,493,600 | 令和6年2月5日 | 株式会社式ギラヴァンツ北九州は、子ども達が憧れるプロサッカー選手をはじめ、(公財)日本サッカー協会公認の各種ライセンスを保有する指導者等を抱え、フィジカル・メディカルの専門的知識を持つ指導者も有している。 そのため、本委託事業を円滑に遂行できる者は、株式会社ギラヴァンツ北九州以外にいないことから、特命随意契約とするもの。 | 自治法施行令第2号 | 非公表 (特命随意契約で、継続性がある) | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 美術館普及課 | | 093-882-7777 | | | |
|-------------------------------|---------------|------------------|-----------|--|----------------------------|-----------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 「第79回県展北九州展」 作品輸送及び展示、撤去業務 | 日本通運株式会社北九州支店 | 3,052,830 | 令和6年11月1日 | <p>県展で巡回する作品の輸送について、主催者である福岡県美術展覧会実行委員会が日本通運株式会社に委託し、当該契約の相手方が特定されている。</p> <p>また、当該業務は巡回展業務と連携又は一体的に履行されることにより委託時間の短縮、経費の節減が図れるものであり、作品は壊れやすくその取り扱いには細心の注意を要するものである。</p> <p>よって、県展の北九州展に係る作品輸送においても同社を特命とするもの。</p> | 自治法 施行令 第2号及 び第6号 | 3,216,180 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 自然史・歴史博物館普及課 | | 093-681-1011 | | | |
|----------------------------|------------------|------------------------|------------|---|-----------|---------------------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 北九州市立自然史・歴史博物館エンバイラマ館保守 | 株式会社丹青社 | 7,997,000 | 令和6年12月9日 | 本館エンバイラマ館の展示物はロボット、音響機器、特殊照明、空調機等をコンピュータにより自動制御しているため、システム構築者である標記事業者の特命で委託するものである。 | 自治法施行令第6号 | 非公表（特命随意契約で、継続性がある） | |
| 自然史・歴史博物館電話設備更新事業 | 西日本電信電話株式会社北九州支店 | 2,970,000 | 令和6年12月27日 | 本業務は、老朽化した博物館電話交換機及び端末機器を市役所本庁舎等で既に導入しているクラウドPBX対応機器に更新するもので、PBX基盤等は本庁舎が構築した既設のものを利用するため、基盤を構築管理している標記事業者の特命で委託するものである。 | 自治法施行令第6号 | 2,970,000 | |
| 北九州市立自然史・歴史博物館屋内カメラ機器設置等業務 | トステム株式会社北九州支社 | 1,204,500 | 令和7年2月17日 | 本業務は、市有施設の防犯や安全管理の向上を目的として、既設の警備システムを利用した新たな監視カメラの増設等を行うものであるため、博物館機械警備システムの構築者である標記事業者の特命で委託するものである。 | 自治法施行令第6号 | 1,204,500 | |

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 自然史・歴史博物館普及課 | | 093-681-1011 | | | |
|------------------------------|-------------------------------|------------------------|-----------|--|-----------|---------------------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 北九州市立自然史・歴史博物館機械警備業務委託 | トステム株式会社北九州支社 | 1,504,800 | 令和7年3月11日 | 本業務は機械警備により異常を感知した際に受託者の待機所にいる警備員がかけつける仕組みとなっており、システム納品業者しか対応することができないため、標記事業者と特命で契約するものである。 | 自治法施行令第2号 | 非公表（特命随意契約で、継続性がある） | |
| 北九州市立自然史・歴史博物館昇降機保守点検業務 | 株式会社日立ビルシステム 西日本支社北九州統括営業所 | 4,026,000 | 令和7年3月11日 | フルメンテナンス契約であるため。 | 自治法施行令第2号 | 非公表（特命随意契約で、継続性がある） | |
| 北九州市立自然史・歴史博物館クラウドBEMSサービス業務 | ジョンソンコントロールズ株式会社九州支社 | 3,190,000 | 令和7年3月11日 | 館内の温度・湿度データを遠隔監視して効率的な空調運転を行う中央監視装置および平成22年度に本市と官民協働で実施されたスマートコミュニティ実証事業で研究された省エネ支援ソフトが使用されているため、開発元である標記事業者と特命で契約するものである。 | 自治法施行令第2号 | 非公表（特命随意契約で、継続性がある） | |

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局 自然史・歴史博物館普及課 | | 093-681-1011 | | | |
|---------------------|---------------------------------------|------------------------|----------|--------------------------------------|-----------|-----------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 令和6年度春の特別展展示資料輸送等業務 | 日本通運株式会社 福岡ロジスティクス支店 北九州総合物流事業所 | 1,946,170 | 令和7年3月3日 | 春の特別展展示資料の借用先が当該業者による輸送・展示作業を指定したため。 | 自治法施行令第2号 | 1,946,170 | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局科学館普及課 | | 093-671-4566 | | | |
|-------------------------|---------------|-----------------|----------|--|-----------|-----------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| プラネタリウム全天周デジタル投映機器等更新業務 | 株式会社五藤光学研究所 | 3,699,960 | 令和7年3月3日 | 本業務委託の機器の更新は、当館の既存の周辺光学機器やシステムとの精密で特殊な調整が必要となるもので、同社以外が実施すると故障原因の特定が困難になり、責任区分があいまいとなり、異常が発生した場合の迅速な対応・復旧が困難となるため。 | 自治法施行令第6号 | 3,699,960 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

| 契約担当課・連絡先 | | 都市ブランド創造局漫画ミュージアム事務局 | | 093-512-5077 | | | |
|-----------------------------|---------------|----------------------|------------|--|-----------|-----------|----|
| 件名 | 契約の相手方の商号又は名称 | 契約金額(円) | 契約締結日 | 随意契約とした具体的な理由 | 根拠法令※ | 予定価格(円) | 備考 |
| 九井諒子展&「ダンジョン飯」迷宮探索展実施に関する業務 | 東映(株) | 6,785,949 | 令和6年11月25日 | 北九州市漫画ミュージアムで開催する企画展、九井諒子展&「ダンジョン飯」迷宮探索展は、東映株式会社 が企画立案・作品の貸出・展示物の監修・広報物等の許諾元との調整を行う展覧会であり、同社と契約しなければ、本展覧会を開催することができないため。 | 自治法施行令第2号 | 6,785,949 | |
| 「画業50周年記念 わたせせいぞうの世界展」監修等業務 | (株)アップルファーム | 3,300,000 | 令和7年2月10日 | 北九州市漫画ミュージアムで開催する企画展「画業50周年記念 わたせせいぞうの世界展」は、株式会社アップルファームが企画立案、作品の貸出、展示物・広報物の監修を行う展覧会であり、同社と契約しなければ、本展覧会を開催することができないため。 | 自治法施行令第2号 | 3,300,000 | |
| | | | | | | | |

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号